

令和 5 年 度 第 7 回 議 事 録

笠岡市農業委員会

5 . 10 . 10

第 7 回笠岡市農業委員会議事録

1 招集日時 令和5年10月10日 午前 9時30分

2 開会日時 令和5年10月10日 午前 9時30分

3 閉会日時 令和5年10月10日 午前 10時00分

4 出席，欠席，遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席 番号	氏名	出欠等 の別	議席 番号	氏名	出欠等 の別
1	三宅勝二	欠	8	鹿嶋耕三	出
2	櫛田繁造	出	9	片岡芳和	出
3	仁井名雅子	出	10	大平貴之	出
4	梶田宏一	出	11	天野平之進	出
5	仁科智之	出	12	西江務	出
6	北村卓士	出	13	守屋映男	出
7	佐内繁文	出			

5 会議に出席した者

職名	氏名	職名	氏名
推進委員	馬上百生	推進委員	西江敬一
推進委員	奥野きたこ	推進委員	藤田潔
推進委員	藤原美代子	推進委員	大平章之
推進委員	大本憲治	推進委員	守屋芳明
推進委員	林和美	事務局長	木南達昭
推進委員	西山博行	事務局次長	松枝大作
推進委員	有本正義	主事	西山彰人
推進委員	西山雅子	主事補	小川航平

	氏名		氏名
傍聴人			

6 提出議案

議案番号	議 題
議案第 25 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 26 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 27 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
報告第 18 号	解約証書の受理について
報告第 19 号	取止書の受理について
報告第 20 号	農地転用事業計画変更届の受理について
その他	

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会長

2 番委員

3 番委員

事務局	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今から、令和5年度第7回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	(会長あいさつ)
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではただ今から、第7回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>議事に入ります前に、本日の議事録署名人を2番櫛田委員、3番仁井名委員、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは議案の審議へ移りたいと思います。</p> <p>会長、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、議案第25号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ナンバー36号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー36号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転(売買)でございます。</p> <p>譲受人は令和〇年度第〇回農業委員会にて許可を得て、〇〇反以上の農地を所有しており、現在譲渡人の〇〇氏に教わりながら、〇〇とともに営農に取り組んでいます。今回は、もともと〇〇氏から〇〇氏へ譲り渡すことで話がついていましたが、前回の申請時には高速道路の橋梁工事に伴う資材置場として一時転用されていたために申請を見送った2筆について申請するものです。今回の申請地での営農についても引き続き〇〇氏の全面的なサポートを得られる見込みです。また、農機具については、草刈機や鍬は所有しており、耕耘機は〇〇氏のものを借り受けて使用しています。</p> <p>譲受人の農業経験はまだ浅いですが、現在所有の農地は適切に管理されており、耕作能力は認められると考えられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております、取得後のすべての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れもないことから、許可要件はすべて満たしていると思われまます。</p> <p>なお、申請地にかかる一時転用の原形復旧に関する完了届は〇月〇日に受理されていることを確認済みです。</p> <p>以上でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	先日推進委員の方と確認に行きました。事務局の説明のとおり問題ありません。

会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー37号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー37号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。</p> <p>譲受人は、営農を始めるにあたり自宅周辺にある申請地を譲り受けるものです。譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が実質不可能となっており、申請地ではすでに譲受人による管理が開始されています。自宅から申請地までの距離は約〇〇メートルほどであり、申請地の面積は〇〇平方メートルです。譲受人は、家庭菜園の経験はあり、その延長として申請地を譲り受け自家消費用の野菜を栽培する予定としています。これらのことから耕作能力を有していると認められると思われます。</p> <p>なお、当該農地の一部に何十年も前から農業用の道具を保管する倉庫が設置されていることが判明したため、是正のために農地法施行規則該当転用届の提出がされておりますので、次回農業委員会総会にて報告案件として上程を予定しております。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>先日推進委員の方と一緒に現地を確認しました。事務局の説明のとおり倉庫がありましたが、転用届の提出がされているのであれば問題ないと思います。申請地は自宅付近であるため、耕作もしやすいと思います。事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー38号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー38号でございます。〇〇から〇〇へ参ります3条の所有権移転（売買）でございます。</p>

	<p>譲受人は、増反を図るにあたり自宅に隣接する農地を譲り受けるものです。譲渡人は農業の経験が乏しく、管理が不可能となっていたため、譲受人が草刈管理をしていました。譲受人は令和〇年度第〇回農業委員会にて許可を得て取得した自宅付近の農地を含め、適切な管理をしていることを確認しており、当該申請地を含めた農地に対し、必要な耕作能力を有していると考えられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	先日推進委員の方と現地を確認しました。しっかりと管理されておりました。事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー39号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー39号でございます。〇〇から〇〇へ参ります3条の所有権移転(売買)でございます。</p> <p>譲受人は、この度営農を開始するにあたり、自宅建設予定地に隣接している申請地を譲り受けるものです。申請地は現在遊休地となっておりました。</p> <p>農機具については申請地から〇〇メートルの距離にある〇〇にて保管している〇〇所有の耕耘機と草刈機を使用できる状態にあります。申請地の面積は新規営農には少し大きめではありますが、労働力として〇〇及び農業経験のある〇〇も参加するため、自己消費用の野菜の栽培能力は十分認められると考えられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	先日推進委員の方と現地調査に行きました。事務局の説明のとおり問題ありません。

会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー40号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー40号でございます。〇〇から〇〇へ参ります3条の所有権移転（売買）でございます。</p> <p>譲受人は、営農を開始するにあたり、農地の管理が困難となっていた譲渡人から申請地を譲り受けるものです。譲受人は営農経験はありませんが、この度、〇〇及び〇〇氏の全面的な協力を以て野菜や果樹を栽培する予定としています。農機具については、すでに耕耘機、草刈機及び動力噴霧器を所有しており、〇〇所有の軽トラックも使用できるとのことです。〇〇氏は約〇〇アールの農地にて、長年の農業経験を有しており、技術面でのサポートが期待できます。申請地から〇〇mの距離にある建物を経営するグループホームの拠点とし、申請地では入居者の農作業の体験の場としても提供することも考えており、周辺の農業事情を鑑みた適切な農地利用をすることとしています。</p> <p>以上のことから、耕作能力は十分認められると考えられ、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。以上でございます。よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>先日推進委員の方と現地調査に行きました。草刈りはされている状態であり、一度耕耘すれば問題なく農地として活用できると思います。事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー41号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー41号でございます。〇〇から〇〇へ参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。</p> <p>譲受人は、増反を図るにあたり自宅近隣にある申請地を譲り受けるものです。譲渡人は令和〇年〇月に贈与にて遠方に居住する〇〇より当該農地を譲り受け、耕作を行っていましたが、この度近隣に住む譲受人と話がまとまっ</p>

	<p>たとのことです。申請地では野菜を栽培する予定としています。譲受人は営農経験及び農機具等を有しており、耕作能力は十分認められると思われ ます。 農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われ ます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>先日推進委員の方と現地調査に行きました。事務局の説明のとおり問題あり ません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第26号「農地法第4条第1項の規定による許可申請につ いて」ナンバー12号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー12号でございます。〇〇によります、4条の許可申請でございます 。申請地は〇〇の田1筆、畑1筆、農地区分は農用区域内農業用施設用地 、転用目的は農業用施設用地、施設の概要は進入路、農業用倉庫でございま す。 申請者は、申請地を転用し、バラの栽培・集荷に使う農機具を置く倉庫や進 入路として使用したいとのことです。申請地は、農用区域内農業用施設用 地であり、許可規定「農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画におい て指定された用途に供する場合」に該当しているため、許可妥当と思われま す。 周囲の影響につきましては、コンクリート擁壁を設置し、土砂が隣地に流れ ないように固めているとのことで、問題ないと思われます。雨水排水につい ては、自己所有地及び市水路に流すとのことで、生活雑排水もないことから問 題ないと思われます。また、進入路部分に構築物はなく、倉庫の高さも約4 mであるため、日照、通風に影響はないと思われます。 なお、申請地は、許可を得る前から進入路及び農業用倉庫として使用してい たため、始末書の提出があります。 以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>先日推進委員の方と現地見行きました。事務局の説明のとおり問題ありませ</p>

	ん。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ナンバー14号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー14号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転（売買）でございます。</p> <p>申請地は〇〇の畑1筆、農地区分は第2種農地、転用目的は一般住宅、施設の概要は居宅1棟、駐車場、進入路でございます。</p> <p>申請者は、申請地を転用し、居宅を建築したいとのことです。申請者は父親を含む家族〇〇人で居住していますが、子〇〇人の成長に伴い、手狭になっているため、新たに住宅を建設したいとのことです。建設地として、子育てのサポートができるよう父親が住み続ける現在の住宅が近く、勤務先へのアクセスがしやすい現住所周辺で土地を探したところ、住宅と山林が多く、申請地しか家を建てられる場所が無かったため、代替性要件を満たしていると思われま。申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当と思われま。</p> <p>周囲の影響につきまして、申請地建物周辺と隣接地の境界部分についてはコンクリート擁壁で土砂の流出を防ぎ、道路から駐車場までの進入路については、盛土は行わず、転圧して土砂の流出を防ぐとのことで、問題ないと思われま。雨水については、擁壁内周に排水路及び沈殿柵を設け、既存排水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽で対応するとのことで、問題ないと思われま。また、予定建築物は、木造2階建ての全高7m程度のものであるため、日照、通風に支障がないようにするとのことです。</p> <p>以上でございます。よろしくをお願いします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	先日推進委員の方と現地見行きました。事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー15号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>

	す。
事務局	<p>ナンバー15号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の賃貸借権設定（永年間）でございます。</p> <p>申請地は〇〇の畑1筆、農地区分は第2種農地、転用目的は事業用倉庫、施設の概要は作業ヤード、駐車場、倉庫2棟でございます。</p> <p>申請者は建設業を営んでおり、申請地を転用し、建設業の資材を保管するための倉庫を設置したいとのことです。申請者は現在、〇〇に事務所がありますが、その周囲は住宅が密集しており、周囲への影響を考えると作業がしづらいとのことです。そのため、少し離れたところで、他の迷惑にならない土地を探したところ、周囲が実質山林化しており、資材置場として十分な面積である申請地以外に適した土地が無かったとのことで、代替性要件を満たしていると思われます。申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきまして、車両への資材の積み込みのためにトラックが出入りする場所には鉄板を敷き、雨天時にタイヤへの土の付着を防止する事により、道路への土砂の流出を防ぐとのことで、問題ないと思われます。雨水につきましては、勾配を利用して道路側溝へ排水するとのことで問題ないと思われます。また、周囲に営農している農地はなく、構造物の高さは約3mであるため、周囲へ日照、通風の影響はないと思われます。</p> <p>なお、申請地は、許可を得る前から事業用倉庫として使用していたため、始末書の提出があります。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
3番委員	先日推進委員の方と現地見行きました。事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、続きまして、報告第18号「解約証書の受理について」、報告第19号「取止書の受理について」、報告第20号「農地転用事業計画変更届の受理について」ですが、関係委員の皆さまには、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしくお願ひいたします。このことについて、事務局から説明がありますので、お願いします。</p>
事務局	報告第18号「解約証書の受理について」ですが、使用貸借の契約を解除す

	<p>るものです。解約後の農地の管理については、貸渡人、つまり所有者が行うこととなります。</p> <p>報告第19号「取止書の受理について」ですが、今回の案件では、かつて第5条の許可を得て転用していた農地について、その転用を取止めするものです。</p> <p>報告第20号「農地転用事業計画変更届の受理について」ですが、許可を得た転用事業について途中で軽微な事業計画の変更が生じた場合に、その変更した内容について届け出るものです。この度の案件では、転用目的に変わりではなく、排水計画や防草シートの敷設について当初の許可内容から変更になるため、軽微な変更として受理しております。なお、周辺農地等に影響を及ぼす建築物等の追加や、転用目的、転用事業者の変更等については、重要な変更という扱いとなるため、計画変更承認申請の提出を求め、農業委員会総会にて審議ののち、問題がなければ承認するという流れとなります。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>以上で議案としては終わりました。その他の案件で、事務局から何かございますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>(1) 次回農業委員会 11月7日(火)午前9時30分から <u>分庁第4 2階大会議室</u></p> <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種研修について ・農地パトロールについて <p>それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。</p>